

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第 28 回理事会 議事録

- 1. 開催日時 2019 年 9 月 27 日（金）午後 1 時から午後 4 時 00 分
- 1. 場 所 全日自労会館 6 階会議室
- 1. 理事総数 6 名
- 1. 出席理事 6 名 神田豊和 濱田 茂 川手益己 柴田和啓 角田季代子 入月孝広
- 1. 欠席理事 なし
- 1. 出席監事 磯野紀子
- 1. 欠席監事 伊藤東一
- 1. 議事録作成者 濱田 茂

1. 議事の経過の要領とその結果

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により代表理事・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事・濱田茂を全員一致で承認した。

第 1 号議案 第 26 回理事会、第 27 回理事会、第 18 回評議員会等近々の報告の件

濱田常務理事が、第 26 回理事会、第 27 回理事会（みなし）、第 18 回評議員の議事録について報告し、つづいて部門部長会議について 8 月から中止したことが報告された。理由は、部長会議がその任にふさわしい議論実践が出来ていないこと。つづいて神田理事長より、これまでに行われた第 5 回プロジェクト会議で協議した内容が報告された。資金および賃金一本化に向けた考え方についてフリー討議し、次回の第 6 回会議までに必要な検討資料を用意することにした。濱田常務理事より、『協会だより』No. 38 を発行したことが報告された。神田理事長より、多摩支所閉鎖後のラデックスとシャープファイナンスとのリース契約の解決合意書、本部との決済整理について報告がされた。この件で、濱田常務理事より「多摩支所の教訓はなにか」が報告された。つづいて、濱田常務理事より京都事業所の特定事業所集中減算について報告がされた。つづいて、経理の佐藤氏から未収金の状況、資金繰り状況、年間運営経費の件が報告された。未収金の件で、都城事業所が残金ゼロの件について、複数の理事から正確な情報を把握すべしといった意見が出された。これに対して神田理事長が、「保留扱いにし次回理事会に報告し確定したい」と回答した。その他、濱田常務理事より東京都電子入札の件、ユニオンコーポ会館の火災保険更新の件、改正消費税対応の件、生活困窮者自立支援の新聞記事の件、役員（理事長と常務理事）の最近 3 か月の職務状況の報告がされた。

審議の結果、議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第2号議案 第一四半期の結果と監査報告の件

はじめに、会計の佐藤氏より公益目的事業費率について報告がされた。それによると

$$\text{公益目的事業費率} = \frac{\text{公益目的事業費用額}}{\text{公益目的事業費用額} + \text{収益目的事業費用額} + \text{管理運営費用額}} = 50\% \text{以上}$$

この「式」による当財団の公益目的事業費率は89.3%。収入比率ではなく、収益目的事業の収入がいくらあろうと、収益分野での支出が公益目的事業の費用額と管理運営の費用額の合算したものを超過しなければいけないということ。公益財団が優遇されていることとして、公益事業の赤字部分を収益事業で出た黒字の50%分まで補填することが出来、収益事業の黒字への課税は残った50%へされるというもの。このことから、収入確保のために収益事業の拡大（新たな実施の場合は、定款変更及び内閣府への申請そして許可が必要）が課題として浮上してきている。つづいて、濱田常務理事から第一四半期の結果について報告がされた。

1. 事業について

1) 財団運営について

公益認定を受けた後、財団運営に関しては公益財団法人にふさわしい事業運営を行うため、評議員会を1回、理事会を3回、介護・生活困窮者・清掃・収益の部門部長会議を2回開催してきた。

2) 事業概要

第一四半期の経営概況は以下の通り。

- (1) 経常収益は、………1,646万円の剰余（予算差+1,481万円、前年差+2,256万円）
- (2) 事業収入に占める公益収入の割合は、………84.3%
- (3) 公益事業の当期正味財産増減額は、………+1,400万円

3) 事業の遂行状況（近々の状況）

◆清掃事業

- ・ワークセンターでは、入札や随意契約事業は、予定通り実行できている。
- ・田川事業所では、作業高目標に対して4月は117%、5月は36.5%。

清掃事業 収益実績 1,245万円 予算 1,254万円 予算差 -9万円

◆介護事業

- ・仙台事業所では、訪問介護サービスは障害福祉サービス利用者に関しては1人より土曜6:30~8:00利用希望の追加の依頼があり対応している。
- ・京都事業所では、居宅介護支援で、懇意にしていた近隣の民医連の居宅介護支援事業所の閉鎖・統合や他事業所のケアマネの退職により、当事業所にその引継ぎの依頼があり、その上に包括等からの新規依頼も加わって利用者が3~5月にかけて20人ほど増える事になった。遅れていた「事業所加算Ⅲ」の取得申請を7/10付で提出した。
- ・都城事業所では、4月の新規利用者は1名、介護報酬請求数も、3月の77名から1名増加して78名になった。5月末以降に、入院等の利用者が増加しているため、6月の月額（訪問介護）収入は減少する。6月の新規利用者は2人、介護報酬請求数は、5月の80人から1名増加して81人になった。

介護事業 収益実績 3,661万円 予算 3,578万円 予算差 +83万円

◆生活困窮者自立支援事業

- ・ワークセンターでは、委託事業は今年度「公募」であったが、自立センター事業と訪問相談事業を確保した。契約金額は前年と同額。委託事業はすべて契約通りの業務を遂行した。2019年度では、民間業務の拡大として「家財処分」の仕事確保に努力していく。

生活困窮者就労対策事業 収益実績 1,586万円 予算 1,500万円 予算差+86万円

◆収益事業

- ・ITセンターでの職業訓練のPC教室では、パソコン初心者が大変多く、思うようにカリキュラムを消化できず、席替えなどを行い、操作支援しやすい環境を模索中。
- ・本部での貸室、賃貸業は、テナントを確保できて安定している。

ITの公益事業 収益実績 447万円 予算 614万円 予算差 -167万円

2. 実績と予算および前年比較

濱田常務理事から第一四半期（4～6月）の損益結果について報告がされた。損益結果は1,646万円の剰余。予算に対し+1,481万円、前年実績に対しては+2,256万円。好調な出だしであること。収入は予算に対し100.0%の達成で超過+6万円。前年実績に対しては+30万円で100.4%。支出は予算に対し-1,476万円抑えており、80.1%となっている。前年に1,225万円支出減。事業所ごとに見ると、予算剰余を達成は、青森事業所、ワークセンター、京都事業所、宮若事業所、都城事業所の5事業所と本部。未達

表1) 2019年4～6月の損益結果 (万円)

	実績	予算	前年	予算差	前年差
1 旭川事業所	-8	-3	-3	-5	-5
2 青森事業所	-2	-4	0	2	-2
3 仙台事業所	-35	12	52	-47	-87
4 ITセンター	-66	-5	-119	-61	53
5 ワークセンター	909	105	557	804	352
6 京都事業所	806	29	-860	777	1,666
7 宮若事業所	7	-16	-11	23	18
8 田川事業所	-86	12	-123	-98	37
9 福岡事業所	-79	-3	-72	-76	-7
10 都城事業所	33	31	49	2	-16
11 本部	167	7	-80	160	247
計	1,646	165	-610	1,481	2,256

成事業所は旭川事業所、仙台事業所、ITセンター、田川事業所、福岡事業所の5事業所。

収入で予算超過は、京都事業所、ワークセンター、宮若事業所、都城事業所の4事業所。前年よりも増はワークセンター、京都事業所、宮若事業所の3つ。前年よりも減は、仙台事業所、ITセンター、田川事業所、都城事業所の4つ。

表2) 2019年4～6月の収入実績 (万円)

	実績	予算	前年	予算差	前年差
1 旭川事業所	0	21	0	-21	0
2 青森事業所	0	0	0	0	0
3 仙台事業所	302	393	416	-91	-114
4 ITセンター	979	1,039	1,141	-60	-162
5 ワークセンター	2,583	2,400	2,403	183	180
6 京都事業所	2,628	2,465	2,397	163	231
7 宮若事業所	26	0	0	26	26
8 田川事業所	222	313	291	-91	-69
9 福岡事業所	0	107	0	-107	0
10 都城事業所	731	720	735	11	-4
11 本部	224	231	282	-7	-58
計	7,695	7,689	7,665	6	30

支出では、宮若事業所、田川事業所、都城事業所がわずかに予算を超過しているが、他の事業所は予算内に収まっている。前年比では旭川事業所、青森事業所、宮若事業所、福岡事業所、都城事業所が超過している。旭川、青森、宮若、福岡以外の事業所ごとでは、仙台事業所は、-35万円の剰余。前年52万円の剰余から大きく後退。

表3) 2019年4～6月の支出実績 (万円)

	実績	予算	前年	予算差	前年差
1 旭川事業所	8	24	3	-16	5
2 青森事業所	2	4	0	-2	2
3 仙台事業所	337	381	364	-44	-27
4 ITセンター	1,044	1,044	1,260	0	-216
5 ワークセンター	1,674	2,295	1,846	-621	-172
6 京都事業所	1,822	2,437	2,257	-615	-435
7 宮若事業所	19	16	11	3	8
8 田川事業所	308	301	413	7	-105
9 福岡事業所	80	111	72	-31	8
10 都城事業所	697	689	686	8	11
11 本部	58	223	362	-165	-304
計	6,049	7,525	7,274	-1,476	-1,225

収入が予算に-91万円、前年に-114万円と大きく減。みんなで知恵を出し合い、あらゆる手を尽くして収入の確保が最重要課題となっている。

ワークセンターは、909万円の剰余。予算に+804万円、前年に+352万円。収入が予算に+183万円超過達成、前年比でも+180万円。自立支援と清掃事業で増収となっている。今年度は、明確になった退職引当金未計上額約

1,400万円を年度途中でも計上することになる。第一四半期に大善戦のワークセンターは、さらなる委託業務外の業務の開拓、受注の努力をして増収を図ることが求められている。

京都事業所は、前年よりも剰余で+1,666万円と大きく改善している。前年はこの時期に退職者があり

退職金支出が発生した。

I Tセンターは、剰余は赤字になっているが前年よりも改善している。4月と8月にP C教室の入学がなく、第一四半期は苦戦を強いられる。収入は若干予算未達成、支出は予算通りとなっている。第二四半期から下期に向けての挽回を期待したい。

田川事業所は、剰余予算に大きく乖離しているが、前年よりも+37万円。収入が予算に-91万円、前年に-69万円となっている。前年のような積極的な仕事確保への取り組みが求められている。

都城事業所は、33万円の剰余で予算に+2万円だが、前年には-16万円となっている。収入を超過達成していることによる。この調子ですすんでいくことを期待したい。

本部は、167万円の剰余。収入は予算未達成だが、支出を大きく抑えている。前年比では、常勤者がいなくなったことが大きく-304万円となっている。

以上の結果から、第一四半期の結果はこれまでになく順調といえる。しかし、全事業所に共通した課題としてあるのは、収入の確保である。

3. 監事による監査報告

磯野監事から、伊藤監事と8月19日に第一四半期の監査を行ったこと。その結果と、監査意見は以下の通りである。

監査結果 会計書類等は、監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認した。なお本監査は、協会が公益認定を得て6年目の第一四半期決算である。本部の事業所管理機能は徐々に改善されている。理事の職務執行に関して不正行為または法令及び定款に違反する行為は認められなかった。

監査意見 これまで指摘してきた問題のいくつかは改善されてきているが、不備が認められる事業所では、期日を決めて解決するよう本部からの指導性発揮を求める。会計業務については大きく前進している。そのことは公認会計士の指摘事項が前年に比べてかなり少なくなっていること、また、事業所への問い合わせは前年42件に対して1件のみで、すでに事業所からの解決の回答が寄せられていることに表れている。前進面として評価したい。ひきつづいて会計に関する規則を遵守する事。

前年度に、一部事業所の会計入力がこの第一四半期の期間に入力されていないという状況があったが、今年度は解決されていた。

審議の結果、議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第3号議案 2018年度決算で公認会計士の事業所への質問・確認の件

濱田常務理事から2018年度決算について公認会計士から出された質問・確認事項について報告がされた。

- 1) 財政運営成績からの項では、「事業所の数が継続して減少し全体として収益が伸び悩んでおり、今まで以上に各事業所が一体となって収益を確保していく努力がもとめられている」とある。

対策として

- ・予算化した収益は必ず確保すること、そのために、成就するためにやるべきことはないかを、清掃事業、介護事業、生活困窮者自立支援、職業訓練、その他の分野で追求していく。
- ・新たな収益確保のために、事業の告知（広告宣伝）、新たな仕事さがしをする。

- 2) 財政状態からの項では、「事業所単位では引き続き厳しい資金繰り状況がみられる」とある。

対策として

- ・月の支出の3倍の預金がある事業所は、IT、ワークセンター、京都事業所、福岡事業所、田川事業所、旭川事業所、青森事業所の7事業所である。
- ・月の支出の3倍の預金がない資金繰りの厳しい事業所は、都城（38万円）、仙台事業所（112万円）、宮若事業所（40万円）の3事業所である。これらの事業所は、収入増の取り組みが求められる。

- 3) 退職給付引当金についての項では、「法人内で退職金のある事業所とない事業所があるのは統一した労働条件を整備した法人という説明に疑念を持たれる可能性があり、また、計上根拠がないのであれば不正な経理に該当する」とある。

対策として

- ・退職金積立を行っているところは、ITセンター、ワークセンター、京都事業所、仙台事業所
- ・退職金積立を行っていないところは、福岡事業所、田川事業所、旭川事業所、青森事業所、都城事業所、宮若事業所
- ・退職積み立てを行っているが、計算根拠を整理する必要があるところは、ワークセンターは、木村さんへ7/3に依頼し、7/5に明細が到着した。それによると対象者11人で、必要な額は16,328,970円となっている。2019年3月末では、積立額は2,017,240円である。不足部分14,311,730円は年度中間か、年度末で計上処理すべし。また、年度の積み立ては対象者の1年分を積み立てること。
- ・事業所で常勤者がいて、制度を確立させるべきところは、都城事業所（1名）である。

- 4) 個人名義の借入金についての項では、「法人としての一体的な組織運営に疑念を生じさせるものである。…早期に返済すべきである」とある。

対策として

2019年度末で、5万円でも10万円でも返済可能かどうか検討する

- 5) 所長名義の預金の項では、「所長名義で宮崎銀行川東出張所：221,506円の預金、宮崎都城信用金庫祝吉支店：1,907,973円の借入金。法人としての一体的な組織運営に疑念を生じさせるものである。……法人名義に改めるべきである」とある。

対策として

即刻行う様、指導する。（業務命令）

- 6) 公益事業と収益事業の入り繰りについての項では、「大幅に改善したが、普通預金については依然として入り繰りがある」とある。

解決した：この件に関しては、会計士も現状で止むなし。業者によっては公益と収益の両方をやっていた業者に振り込みを分けて入れてくれとは言えない。

- 7) 通勤交通費の処理についての項では、「仙台、ワークセンターは、通勤交通費が人件費を集計する『給

与賞与』にそれぞれ含まれていた。各事業所との整合性を図るためにも「旅費交通費で計上することが望ましい」とある。

解決した：ワークセンターには7/3に指示した。仙台事業所は、通勤手当（車利用のため）と業務での交通費に分けられていた。

- 8) 資金の本部一括管理についての項では、「内閣府の立入検査でも非常に問題視されていることから、進めていることである。但し、今後は資金の使途や管理状況について本部の説明責任がこれまで以上に重要となる点に留意すべきである」とある。

対策として

現状は、1億2,577万円の現預金のうち、本部所有は871万円。資金の本部集中を一本化の中心課題としてプロジェクトとして検討をすすめている。

- 9) 事業所への質問の項では、「京都事業所への立替金312,480円 ○○氏 2018年4～6月分給与（傷害保険分立替払い）は今後、入金の手当はあるのでしょうか？ 具体的時期も含めて教えてください。」とある。

解決した：「傷病手当申請」書類に不備があり（2度行ったが）、時効扱いとなった。よって、312,480円を「雑損失」として処理する。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第4号議案 全国所長会議の件

濱田常務理事より、全国署長会議の開催を1ヵ月はやめて開催するという報告がされた。それによると、

1. 開催日時を（11/29～30を予定していたが）

11月1日（金）午後～11月2日（土）午前 とする

2. 会議内容は

①緊急に解決すべき最重要課題＝ガバナンスの構築（内閣府立ち入り時に指摘された最重要事項）

◎事業の一本化を促進する

- ・資金の集中、賃金体系の整備、退職金制度の整備、賞与制度の整備、人事管理の本部への集中、就業規則、諸規定の一本化、本部決裁権限の徹底
- ・なぜ一本化なのか

多摩支所の教訓（濱田）

2019年度決算で公認会計士の指摘事項

財政状況（佐藤さん）

②2019年度事業の実践状況と下期に向けて

各事業所の中間総括、年度末に向けて

③2020年度の予算・方針づくりについての提案

2019年度上半期の振り返り

あらたな情勢をどうみるか、

ガバナンスとは、主に「統治」「管理」「支配」をいう。政府や企業などの組織において、内部を統制する仕組みを指す言葉。派生した言葉としては「コーポレートガバナンス」があり、企業における不正行為や経営陣の暴走を防ぐためを防ぐために、業務内容や会計などを監視することを意味する。少なからず「権力ある地位にある者が組織をうまく取り仕切り良好な状態を保つ」という意味合いを含む。ただし、上から下への一方的に支配というニュアンスよりは、組織や社会に所属する当事者たちが意思決定に携わる「自治」のニュアンスが強い。

公益財団法人SS協会の社会的役割

2020年度の事業計画と必要利益

3. <タイムスケジュール>

11/1 (金) 午後1:30～5:30

- ・2019年度上半期の状況
- ・事業の一本化について

11/2 (土) 午前9:30～12:00

- ・2019年度事業の実践状況と次年度に生かすべきこと
- ・2020年度の予算、方針づくり

参加者については、事業所の所長と会計担当者のほかに、理事、監事の参加を要請している。
以上のような提案であった。

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第5号議案 公認会計士との業務委託・委任契約の件

濱田常務理事から、公認会計士の松島義則氏との2019年7月1日～2020年6月30日の期間の「業務委託契約」および「業務委任契約」について提案がされた。契約内容は以下のとおりである。

※委託業務

- ① 経営、会計管理等の指導点検業務
- ② 会計等の相談業務
- ③ 上記に付随する業務

※委任業務

- ① 法人税、所得税、事業税、住民税、及び消費税の税務代理並びに税務署類の作成業務
- ② 税務調査の立ち合い
- ③ 税務相談

2. 期 間

2019年7月1日～2020年6月30日

事業年度は2019年4月1日～2020年3月31日まで

解約申出が無い限り継続する

3. 業務委託内容

半期及び年度決算の会計処理の点検及び指導

4. 金 額

1,000,000円

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第6号議案 育児・介護休業等に関する規則の件

神田理事長から、育児・介護休業等に関する規則の改定（案）について報告がされた。これに基づいて「くるみん」認定取得を目指して、2年間の実績を積み上げていくというものであった。この提案に対し、角田理事より「くるみんは全国的にはすでに多くの事業所が取り組んで認定を受けているので、職員へのアンケートなど参考例はたくさんあると思われるので、それらを活用したらいいと思う」と発言があった。

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第7号議案 福岡事業所の閉鎖の件

神田理事長より、9月21日に福岡事業所より理事長宛に今年の12月31日付で事業所閉鎖の届出書が出された。その閉鎖の理由について検討した結果、止む無しと判断したと報告され、理事会に福岡事業所の閉鎖の提案がされた。

提案：福岡事業所を2019年12月31日付で閉鎖する

理由：事業所は、移動介護従事者養成研修事業及び介護職初任者養成研修等の事業を実施し、資格を取得した方の雇用促進を図るための事業活動を行ってきたが、近年、受講者を募集しても応募者がなく、ごく少人数の開校であったりし、受講生の確保が困難になってきている。今後の事業活動の継続が困難であると判断した。

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第8号議案 第29回理事会の開催の件

予定 2019年12月11日（水）午後1：00～

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 第28回理事会以降近々の報告の件 |
| 第2号議案 | 2019年度上半期の結果の件、監査報告 |
| 第3号議案 | 2020年度予算検討の件 |
| 第4号議案 | 2020年度事業計画作成の件 |
| 第5号議案 | 定款変更（福岡事業所の閉鎖 2019年12月31日付） |
| 第6号議案 | 第19回評議員会の件 予定2020年1月20日（月） |

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後4時00分に閉会を宣言し散会した。

2019年9月27日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議 長 代表理事 神田 豊和 ㊟

監 事 磯野 紀子 ㊟